

滋賀県ソフトテニス連盟 会計規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県ソフトテニス連盟(以下「当連盟」という)の会計事務を執行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(経費)

第2条 本連盟の経費は、次の収入金をもって支弁する。

- (1) 加盟金 (2) 加盟団体の会員の登録料 (3) 大会参加料
(4) 補助金 (5) 寄付金 (6) その他の収入

(加盟金・登録料)

第3条 所属団体等の加盟金は、次の区分によって納めなければならない。

- (1) 各協会・団体(レディース) 年間 25,000円
(2) 各クラブ・団体(小・中・高体連)・県内大学 年間 20,000円
(3) 賛助会員 年間 1,000円

2 登録料は、下記のように定める(日連会員登録により収める)

	一般	高校生	中学生	小学生	指導者	県内学生
日連登録料	2,000円	1,000円	500円	500円	2,000円	各大学で
県連登録料	500円	0円	0円	0円	0円	500円
団体会費	0円	900円	0円	0円	0円	0円
日連振込計	2,500円	1,900円	500円	500円	2,000円	500円

(旅費・宿泊費・必要経費等)

第4条 (公財)日本ソフトテニス連盟・西日本ソフトテニス連盟及び近畿ソフトテニス連盟関連の評議員、代議員及び副会長・理事並びに専門委員が各々の関係する会合へ出席する際の旅費及び宿泊費については実費(但し各団体より支給される場合はその額を除くものとする、また宿泊費の上限は10,000円とする)を支給する。

第5条 第4条の会合及び県関連が主催する情報交換会費等については別途支給する。

第6条 理事長が当連盟を代表して行う、(公財)日本ソフトテニス連盟・西日本ソフトテニス連盟及び近畿ソフトテニス連盟各々の主催大会、国民スポーツ大会等での、本連盟出場選手への激励及び視察に係る旅費及び宿泊費については、実費(但し各団体より支給される場合はその額を除くものとする、また宿泊費の上限は10,000円とする)を支給する。

第7条 第4条の上部団体等の指定寄付金及び維持会員会費については、実費を支給する。

第8条 旅費の計算は、最も経済的かつ効率的な通常の経路及び方法により算出する。公共交通機関の利用を原則とする。但し、時間や会場地の利便性によって自家用車の利用を認める。旅費計算基準は次の通りとする。

- (1) 公共交通機関=自宅最寄り駅~会場最寄り駅 (片道100km以上は特急利用可)
(2) 自家用車=高速通行料(実費)+車賃(1km=20円)
2 自家用車を利用する場合は、自動車任意保険に加入していること。
3 出張中に発生した事故は、本連盟は一切の責任を負わず自己責任とする。

第9条 当連盟主催県大会及び会議等に伴う交通費及び補食費は次の通りとする。

(1) 大会運営に係る競技役員交通費及び補食費は次の通りとする (表1)

	会場の所在市町以外の者		会場の所在市町からの者	
	運営のみの参加	試合にも参加	運営のみの参加	試合にも参加
交通費	2,000円	なし	1,000円	なし
補食費	弁当又は500円	なし	弁当又は500円	なし

(2) 会議に係る交通費は、上記(表1)に準ずる。

第10条 県連盟主管及び共催大会開催に伴う諸金及び旅費は次の通りとする。

(1) 大会名

- ・近畿(シニア)選手権大会
- ・西日本選手権大会
- ・西日本シニア選手権大会
- ・(公財)日本ソフトテニス連盟主催で当連盟が主管となり開催するすべての大会

(2) 日当 各役員1日当たり2,000円(半日1,000円)

(3) 旅費・補食費 第9条に準ずる

第11条 近畿連盟等よりの審判等派遣要請に伴う日当及び旅費・宿泊費は次の通りとする。

(1) 日当 1日当たり5,000円、近畿圏外は10,000円とする。

(2) 旅費 実費(各団体より支給される場合は、その額を除く)を支給する。

(3) 宿泊費 実費(各団体より支給される場合は、その額を除く)を支給する。

*審判員への支払は、審判部特別会計より支出する。

(慶弔費)

第12条 他府県のソフトテニス連盟に関する慶弔については、会長が認めたものとする。

第13条 会長が特に必要と認めた祝金については、10,000円を限度とする。

第14条 本連盟役員本人が逝去された場合は、香料(10,000円)及び供花等と弔電とする。

(その他)

第15条 全国大会出場等の激励金の支給は、次の通りとする。

(1) 日本マスターズ等、ソフトテニスの普及・振興に寄与する大会への出場については、役員会において決定する。

(2) 本連盟の強化事業に関連する全日本大会等への出場については、一貫指導部において決定し、一貫指導部会計より支給する。

第16条 会計処理に要した全ての資料の保管期間は5年とする。

(改正)

第17条 この規定の改正は、役員会の決議を経て改正することができる。

付 則 この規程は、令和5年4月1日より施行する
この規程は、令和8年3月14日に一部改正する。